

不正競争防止法第2条第1項第10号に関する申請手続について
(お知らせ)

令和3年7月
経済産業省経済産業政策局
知的財産政策室

不正競争防止法第2条第1項第10号に関する手続についての関税法第69条の4第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)又は第69条の13第1項の規定による経済産業大臣に対する認定の求めに係る申請手続等は、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1. 申請

(1) 申請事務の取扱い

関税法第69条の4第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)又は第69条の13第1項の規定による経済産業大臣の認定を求める旨の申請は、経済産業省知的財産政策室へ行うものとする。

経済産業省知的財産政策室

東京都千代田区霞が関1-3-1 郵便番号100-8901

電話 03-3501-3752 (直通)

(2) 申請書類

申請書類は、「関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則(平成18年経済産業省令第6号。以下「規則」という。)」第5条に規定する以下のものとし、提出部数は正本1通とする。

- ① 規則第5条第1項各号に規定する事項を記載した申請書
- ② 関税法第69条の4第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)又は第69条の13第1項の規定により認定を受けようと申請する者(以下、「認定申請者」という。)が税関長に提出しようとする証拠
- ③ 規則第5条第1項第3号の認定を求める理由を明らかにする資料
- ④ 規則第5条第2項各号に規定する以下の書類
 - 一 認定申請者が個人である場合にあっては、申請の日前3月以内に作成された戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し

二 認定申請者が法人である場合にあっては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずるもの並びに登録事項証明書（その法人の登記がある場合に限る。）並びにその法人の代表者又は管理人から委任を受けた責任者が申請するときは当該委任を受けたことを証する書面

2. 規則第5条第1項各号に規定する事項を記載した申請書について

(1) 規則第5条第1項第2号前段に規定する「不正競争防止法第二条第一項第十号に規定する不正使用行為により生じた物に該当すると思料する貨物」の記載方法は、以下のとおりとする。

- －その貨物の製造者名、製品の種類や製品名を記載する。
- －製品名が不明の貨物等の場合には、ある程度抽象的な記載となることもやむを得ないものの、その場合には貨物を特定するために十分といえる情報を記載する。

(2) 規則第5条第1項第2号後段に規定する「当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が当該不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でないと思料する者」の記載方法は、以下のとおりとする。

- －個人の場合には、氏名及び住所を記載する。
- －法人又は団体の場合には、名称、住所及びその代表者又は管理人の氏名等を記載する。

(3) 規則第5条第1項第3号に規定する「認定を求める理由」の記載方法は、以下のとおりとする。なお、内容が長文にわたる場合は、別添資料「別紙1 認定を求める理由」として提出すること。

- ① 申請に係る営業秘密の内容
申請に係る営業秘密がどのような技術か、どのような効果を持つものであるか等、その概要について記載する。
- ② その営業秘密について不正競争防止法第2条第6項の要件（秘密管理性、有用性、非公知性）を満たすこと
上記①で記載した営業秘密について、不正競争防止法第2条第6項の要件（秘密管理性、有用性、非公知性）を満たすことを記載する。具体的には、経済産業省ホームページに掲載している「営業秘密管理指針」により示された基準を満たしていることを確認できる程度に記載する。
- ③ その営業秘密の侵害態様
当該営業秘密が、いつ、誰に、どのように不正に取得され、その後、どのような経緯を経て不正使用行為に至ったのかなど、その営業秘密を巡ってどのような不正行為があったのか、それらの行為が、不正競争防止法第2条第1項第4号～第9号の要件を満たし、申請に係る「物」が同項第10号に規定する「(不正使用行為により) 生じた物」に該当することを示す事実を記載する。

- ④ 営業秘密の不正使用行為者と輸出入をしようとする者として申請書に記載された者が異なる場合には、当該者が不正競争防止法上の主観要件（営業秘密侵害品であることにつき、知らない、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者ではないこと）を満たすこと

輸出入をしようとする者として申請書に記載された者が、警告書の送付の事実等により、不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当すると思料する貨物として申請書に記載された物が営業秘密侵害品であることにつき、知らない、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者ではないことを記載する。なお、輸出入をしようとする者として申請書に記載された者が、不正使用行為者自身であるときは、営業秘密侵害品であることについての主観要件の疎明は不要である。

3. 規則第5条第2項に規定する認定を求める理由を明らかにする資料について

規則第5条第2項に規定する「前項第三号の認定を求める理由を明らかにする資料」とは、「認定を求める理由」の根拠となる資料のことである。以下(1)～(3)に具体例を示すような一連の資料を、「別紙2 認定を求める理由を明らかにする資料」と題し、目録を付した上で、別添として提出すること。また、電磁的記録（磁気ディスク、CD-ROM等）に保存したのも併せて提出すること。

(1) 認定申請者が不正競争防止法上の請求の主体となり得ることを明らかにする資料

- 資料例 ・ 認定申請者の会社概要
・ 認定申請者が営業秘密の保有者であることを示す資料

(2) 申請に係る営業秘密侵害事案について、関連する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書、弁護士又は弁理士等が作成した鑑定書

(3) 「前項第三号の認定を求める理由を明らかにする資料」の具体例

①申請に係る営業秘密の内容

- 資料例 ・ その営業秘密が記載された設計図、手順書等
・ 秘密管理措置の状況など情報の取扱いが分かる資料

②その営業秘密について不正競争防止法第2条第6項の要件（秘密管理性、有用性、非公知性）を満たすこと

③その営業秘密の侵害態様

- 資料例 ・ 不正な取得がなされたことの根拠となる資料（PC等のログ、防犯カメラの映像等）
・ 不正使用行為により生産された物であることの根拠となる資料（申請書に記載された物の成分分析結果や、営業秘密が不正取得された時点の後に品質が向上したことを示す鑑定書等）

- ・外観により当該貨物を特定できる情報（貨物の品名及び型番等）
- ④営業秘密の不正使用行為者と輸出入をしようとする者として申請書に記載された者が異なる場合には、当該者が不正競争防止法上の主観要件（営業秘密侵害品であることにつき、知らない、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者ではないこと）を満たすこと
- 資料例 ・輸出入をしようとする者として申請書に記載された者に送付した警告書及びその配達記録